

随意契約理由書

件名	西神斎場収骨台車整備	
契約の相手方	株式会社 宮本工業所	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本件の対象機器である、収骨台車は西神斎場における重要設備として使用されている。当該機器は製造されてから25年以上が経過し、経年による劣化が進行しており整備が必要な時期となっている。当該機器が故障し使用が不可となると、施設の運営に多大な影響が生じる。</p> <p>本件は、収骨台車の部品交換を行い、当該機器の性能の維持を図るものである。</p> <p>この交換業務においては、製造業者しか知り得ない設計図書等が必要となり、当該機器の製造業者である上記業者以外では、交換業務を行うことが不可能である。以上の理由により、上記請負人と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	保健福祉局 健康部 斎園管理課 斎園係	(電話番号322-5251)